

## 令和7年度「面倒見のいい病院」機能強化推進事業業務委託 公募型プロポーザル実施要領

### 1 事業の背景及び目的

将来の医療ニーズに対応できる医療提供体制の構築を目指し、各病院が担うべき医療機能を発揮できるよう、県では機能分化と強化、連携促進に取り組んでいる。この中で、地域包括ケアシステムを支える役割を担う病院を「面倒見のいい病院」と称しており、県内の各病院が自病院の「面倒見のいい病院」としての立ち位置や進む方向を明確化できるよう、「面倒見のいい病院」機能を「見える化」する指標の検討、作成、見直し及び病院へのフィードバックを平成30年から行っている。また「面倒見のいい病院」機能の向上のために、シンポジウムの開催や事例集配付による優良事例の病院等への横展開、令和3年度から県民向けのWEB ページ開設及びリーフレットの作成を行い、本取組の周知を図っている。

本年度は、これまで行ってきた指標作成、優良事例の紹介等の取組は継続しつつ、医療需要の急激な変化や、国が示した「新たな地域医療構想」の姿を踏まえ、「面倒見のいい病院」の取組を、今後どのように発展させていくかを検討していく。また、県民に対して、病院や医療・介護のサービスを提供する機関は、相互の役割分担と連携により最適なサービスを個人へ提供していることの理解を深めるためのツール作成にも取り組む。

### 2 業務概要

#### (1) 名称

令和7年度「面倒見のいい病院」機能強化推進事業業務委託

#### (2) 業務の内容

令和7年度「面倒見のいい病院」機能強化推進事業業務委託仕様書（別紙）のとおり

#### (3) 契約期間

契約締結の日から令和8年3月23日（月）まで

#### (4) 委託料上限額

16,060,000円

なお、消費税及び地方消費税を含むものとし、消費税及び地方消費税率は10%とする。

（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）

#### (5) 担当部署

〒630-8501 奈良県奈良市登大路町30番地（県庁本庁舎（主棟）3階）

奈良県福祉保険部医療政策局地域医療連携課 医療企画係

電話：0742-27-8645、FAX：0742-22-2725

### 3 参加資格等

次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て中又は再生手続中ではないこと。

- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て中又は更生手続中でないこと。
- (4) 参加申込書の提出期限から企画提案書の提出期限までの期間において、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (5) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成 7 年 12 月奈良県告示第 425 号）第 2 条第 1 項各号のいずれにも該当しないこと。
- (6) 公告日から過去 5 年以内に国又は地方公共団体（国又は地方公共団体が設立する独立行政法人も含む。）から医療、介護若しくは福祉のいずれかに係る調査分析若しくはコンサルティング業務を受注し、誠実に履行した実績を有している者であること。
- (7) 次のいずれにも該当しないこと。
  - ① 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる。
  - ② 暴力団（暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる。
  - ③ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる。
  - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる。
  - ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる。
  - ⑥ 奈良県が発注する物品購入等の契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が①から⑤のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められる。
  - ⑦ 下請契約等に当たって、①から⑤のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（⑥に該当する場合を除く。）において、県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、これに従わなかったと認められる。
  - ⑧ 奈良県が発注する物品購入等の契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を県に報告せず、又は警察に届け出なかったと認められる。

#### 4 参加方法

このプロポーザルへの参加を希望する場合、所定の参加申込書、企画提案書等を期限までに提出すること。

## 5 公募型プロポーザル説明書等の交付場所、交付期間等

### (1) 交付場所

奈良県奈良市登大路町 30 番地（県庁本庁舎（主棟）3階）  
奈良県福祉保険部医療政策局地域医療連携課 医療企画係  
〒630-8501 奈良県奈良市登大路町 30 番地 電話：0742-27-8645

### (2) 交付期間

令和7年6月2日（月）から令和7年7月8日（火）まで  
（ただし、土曜日、日曜日及び祝祭日を除く、午前9時から午後5時まで）

### (3) 交付資料

(1)に示す場所において次の書類を交付する。

- ア 公募型プロポーザル実施要領
- イ 業務委託仕様書
- ウ 提出様式の様式1から様式11及び様式12（質問票）

なお、上記書類は奈良県ホームページにも掲載する。

※奈良県ホームページの地域医療連携課のページ上部の到着情報欄参照

### (4) 本公募型プロポーザルの実施に係る説明会は開催しない。

## 6 過去の成果品の閲覧について

令和6年度の本事業の成果品については、奈良県庁本庁舎（主棟）3階 奈良県福祉保険部医療政策局地域医療連携課で一部閲覧可能とする。（要事前連絡）

## 7 参加申込書の提出

公募型プロポーザル参加希望者は、次の書類を期限までに提出すること。

提出書類	① 参加申込書【様式1】 ② 事業者概要書【様式2】 ※事業者の業務案内（リーフレット等）を添付すること。 ③ 業務の実施実績【様式3】 ※業務の実績については、公告日から過去5年以内の国又は地方公共団体（国又は地方公共団体が設立する独立行政法人も含む。）との医療、介護若しくは福祉のいずれかに係る調査分析若しくはコンサルティング業務の実績を具体的に記載すること。 ※業務を完了した証明の写しと実績を証明できる書類（契約書等）の写しを添付すること。
提出部数	1部
提出期限	令和7年6月25日（水）午後5時
提出方法	提出場所への持参又は郵送による。郵送の場合は、配達されたことが確認できる方法により提出期限までに必ず到着するよう送付すること。

提出場所	〒630-8501 奈良県奈良市登大路町30番地（県庁本庁舎（主棟）3階） 奈良県福祉保険部医療政策局地域医療連携課 医療企画係 電話：0742-27-8645、FAX：0742-22-2725
その他	① 提出書類に虚偽の記載が判明した場合は、参加資格を取り消す。 ② 書類の作成に当たって、使用する言語は日本語（情報通信技術等として一般的に用いられる用語を除く）とし、通貨は日本国通貨に限る。 ③ 電子契約も可とする。電子契約を希望する場合は、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を提出すること。

## 8 質問及び回答

質問方法	質問がある場合は【様式12】を用いてFAXで行うこと。 件名に「「面倒見のいい病院」機能強化推進事業業務委託に関する質問」と記載すること。また、FAXを送付した際は、到着確認のための電話連絡を必ず行うこと。
提出先	奈良県福祉保険部医療政策局地域医療連携課 医療企画係 電話：0742-27-8645、FAX：0742-22-2725
質問票提出期間	令和7年6月13日（金）午後5時
質問への回答	質問に対する回答は、競争上の地位、その他正当な利害を妨げるおそれのあるものを除き、県ホームページに掲載する。 この場合、当該回答内容は仕様書の追加又は修正とみなす。 ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体の提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

## 9 企画提案書等の提出

### (1) 提出書類

以下の書類を、A4片面（必要に応じA3折り込みも可）で提出すること。

【様式4】企画提案書

【様式5】配置要員経歴（総括責任者用）

【様式6】配置要員経歴（担当者用）

【様式7】業務のスケジュール及び個人情報保護等情報管理体制

【様式8】「面倒見のいい病院」のコンセプト等に関する提案

【様式9】病院関係者への浸透・病院での活用に関する提案

【様式10】リーフレットに関する提案

【様式11】見積書（内訳がわかるようにし、金額は消費税込みの金額を記入すること。）

### (2) 提出部数

正本1部、副本6部

（副本は、応募事業者名が記載された部分又は応募事業者の名称が推測されるような記載の部分全てを黒塗りにすること。また、応募事業者が判別できるロゴや用紙の使用は行わない

こと。)

(3) 提出期限

令和7年7月8日(火)午後5時

(4) 提出方法

提出場所への持参又は郵送による。郵送の場合は、配達記録が確認できる方法により、期限までに必ず到着するよう送付すること。期限までに提出(到着)しなかった場合は失格とする。郵便事故等により提出書類が期限までに提出場所へ到達しなかったことに伴う異議申し立ては受け付けない。

(5) 提出場所

〒630-8501 奈良県奈良市登大路町30番地(県庁本庁舎(主棟)3階)

奈良県福祉保険部医療政策局地域医療連携課 医療企画係

電話:0742-27-8645、FAX:0742-22-2725

(6) 書類作成上の留意点

**【様式7関係】**

ア 業務の内容、段取り、手順及び各業務間の関係性が分かるように業務実施スケジュールを記載すること。

イ 個人情報保護等情報管理体制について、個人情報等の取扱方法、個人情報等の管理上の効果的な対策や個人情報保護に関する従業者への効果的な研修対策(計画)について記載すること。

**【様式8関係】**

新たな地域医療構想やかかりつけ医機能報告制度など、近年の国の動向や奈良県の実情を踏まえ、「面倒見のいい病院」の事業コンセプトをどのように見直し、事業内容をどのように発展させていくべきか、医療機関に受け入れてもらえるような工夫をして提案すること。

**【様式9関係】**

今後より多くの病院関係者へ「面倒見のいい病院」事業を浸透させ、指標等を活用した「面倒見のいい病院」の機能強化に取り組む病院を増やすために効果が高いと考えられる方法を、取組が進まない原因を分析した上で提案すること。

**【様式10関係】**

医療・介護分野について十分な知見がない一般の県民であっても、病院・診療所・介護事業所等が役割分担をして最適なサービスを提供していることが理解でき、自分がどの機関のどのようなサービスを利用しているのかが直感的に分かるような、リーフレットの作成指針・ポイントを提案すること。なお、リーフレットとして完成した形の提供を求めるものではない。

**【様式11関係】**

ア 見積りに当たっては、各業務の内訳が分かるようにし、金額は消費税及び地方消費税込みの金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。)を記入すること。消費税及び地方消費税率は10%とする。

イ 委託料上限額16,060,000円(税込)を超えないこと。

(7) その他

- ・企画提案の内容は、見積金額の範囲内で提案者が実現できる内容を記載すること。
- ・提案は、特記のない限り各提案者1案とする。
- ・文字の標準サイズは、10ptとする。最高サイズは特に指定しないが、最低サイズは8ptまでとする。ただし、図表中等やむを得ない部分はこの限りではない。また、書体は任意とする。
- ・書類の作成に当たって、使用する言語は日本語（情報通信技術として一般的に用いられる用語を除く。）とし、通貨は日本国通貨に限る。
- ・参加等企画提案に要する一切の費用は、選考結果にかかわらず、提案者の負担とする。
- ・提出された企画提案書は返却しない。
- ・企画提案書の再提出は、提出期限内に限り認める。ただし、部分的な差し替えは認めない。
- ・提出された全ての書類は、奈良県情報公開条例に基づき情報公開の対象文書（個人情報等 は非公開）となるが、提案者に無断で公開しない。
- ・提出書類に虚偽の記載をした場合は、企画提案参加資格を取り消す。

10 企画提案書の審査

審査機関	県が設置する「面倒見のいい病院」機能強化推進事業業務委託に係るプロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が審査を行う。 また、審査委員会は、以下の事務を所掌する。 ① 提出された提案書の審査及び評価を行い、最適な受託者を選定すること。 ② 上記①に掲げるもののほか、プロポーザル方式の実施に必要な事項
審査方法	提出された企画提案書等について、企画提案書によるプレゼンテーション審査を実施し、最優秀案を1者選定する。 ① 審査予定日 別に通知する日時（令和7年7月中旬を予定） ② 実施方法（予定） Zoomを用いたリモートでのプレゼンテーション ※プレゼンテーションに係る通信費その他費用は企画提案者の負担とする。 ③ 時間 1 提案者当たりの説明時間は30分を予定 ・プレゼンテーションと質疑応答を各15分ずつを予定 ※ただし、応募数等により時間配分を変更することがある。 ④ 提案者側の出席人数について プレゼンテーションへの参加は3名までとする。 ⑤ その他 プレゼンテーションの内容は、提出した提案書の内容に限る。 ※追加提案の説明や追加資料の提出は認めない。 ※提案書の画面への共有も不可とする。

<p>審査内容</p>	<p>提出された企画提案書について、次の観点から評価し、受託事業者を選定する。</p> <p>① 評点の詳細は別添1のとおりとする。</p> <p>② 提案が複数ある場合は、各委員の合計得点の総計が満点の6割以上の者のうち最も高い得点を獲得した者で、かつ、審査委員会の合議により認められた者を最優秀提案者として選定する。ただし、審査の結果、評価項目のうち全審査委員の得点の平均が満点の5割未満の項目が1項目以上ある提案者は、受託事業者として特定しない。</p> <p>③ 提案者が1者の場合、評価基準による得点が満点の6割以上で、かつ、審査委員の合議により認められたものについては、当該提案者を受託事業者として特定することとする。ただし審査の結果、評価項目のうち全審査委員の得点の平均が満点の5割未満の項目が1項目以上ある提案者は、受託事業者として特定しない。</p>
<p>審査結果</p>	<p>決定した受託事業者の名称は、企画提案書提出者全員に対し文書により通知する。また、審査結果については以下の内容を奈良県ホームページへの掲載により公表するものとする。</p> <p>① 業務名、受託事業者の所在地・名称・代表者氏名及び審査年月日</p> <p>② 受託事業者、提案者ごと・各評価項目ごとの評価点及び合計点 (ただし、受託事業者以外の提案者名は公表しない。)</p>
<p>失格事項</p>	<p>提案者が次に掲げる事項に該当する場合は、失格とする。</p> <p>① 「3 参加資格等」に示した参加資格要件が備わっていないとき。</p> <p>② 参加資格確認資料、企画提案書に虚偽又は不正があったとき。</p> <p>③ 提出された企画提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せずその補正に応じないとき。</p> <p>④ 評価項目について全ての評価項目への記載がなかったとき。</p> <p>⑤ 委託料上限額を超える見積書が提出されたとき。</p> <p>⑥ プレゼンテーションに不参加のとき。</p> <p>⑦ その他不正な行為があったとき。</p>

### 1.1 業務委託契約の締結について

- (1) 10により最優秀提案者として特定された者は、速やかに県と本業務に係る契約を行うこと。特定された者が正当な理由なく遅延した場合は特定を取り消すことがある。
- (2) 委託契約に当たっては、契約保証金の納付（契約金額の10%以上）が必要となる。ただし、奈良県契約規則第19条第1項各号に該当する場合はこれを免除することができる。
- (3) 契約額は、企画提案書に記載された見積額がそのまま採用されるのではなく、最優秀提案者との協議により業務仕様書を確定した後に決定する。なお、この協議が不調に終わった場合には、審査において次点となった事業者と同様の手続を行うこととする。ただし、次点となった事業者が企画提案書の審査において全審査委員の得点の平均が満点の6割以上で、

- かつそれぞれの評価項目で全審査委員の得点の平均が満点の5割以上であった場合に限る。
- (4) その他の定めのない事項については、地方自治法、同法施行令及びその他関係法令及び奈良県会計規則及びその他の奈良県が制定する関係条例・規則等に従うものとする。

## 1 2 契約の不締結

契約候補者が契約の締結までに以下の要件のいずれかに該当すると認められるときは、契約候補者と契約を締結しないものとする。

- (1) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 奈良県が発注する物品購入等の契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が(1)から(5)のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 下請契約等に当たって、(1)から(5)のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（(6)に該当する場合を除く。）において、県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、これに従わなかったとき。
- (8) 奈良県が発注する物品購入等の契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を県に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

## 1 3 契約の解除

契約締結後、契約の相手方が1 2 (1)から(8)のいずれかに該当すると認められる場合、企画提案書など提出書類に虚偽の記載が明らかとなった場合、正当な理由なく一定期間業務を履行しない場合は、契約を解除することがある。また、契約を解除した場合は、契約の相手方に損害賠償義務が生じる。

〈参考〉企画提案公募スケジュール（予定）

時期	内容
令和7年6月2日（月）	公告
令和7年6月13日（金）	質問受付期限
令和7年6月20日（金）	質問回答
令和7年6月25日（水）	参加申込書提出期限
令和7年7月1日（火）	参加資格審査結果通知
令和7年7月8日（火）	企画提案書提出期限
令和7年7月中旬	審査委員会の開催